平 成 ２ ３ 年 度
教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

平成２４年８月

北広島市教育委員会

【目　　次】

第１章　点検・評価について ・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　教育に関する施策・事業の点検・評価

政策１ やさしく支えあう教育連携の推進 ・・・・・・・・・　３

政策２ 「生きる力」を育む学校教育の推進 ・・・・・・・・　６

政策３ 信頼され、魅力ある学校づくりの推進 ・・・・・・・１３

政策４ 学びあい、教えあう社会教育の推進 ・・・・・・・・１７

政策５ 郷土愛を育む教育活動の推進 ・・・・・・・・・・・２０

政策６ 生涯にわたる読書活動の推進 ・・・・・・・・・・・２２

政策７ 芸術文化活動の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・２４

政策８ 健康づくりとスポーツ活動の推進 ・・・・・・・・・２６

第３章　北広島市教育施策審議会の意見等 ・・・・・・・・・２９

第４章　教育委員会の活動状況 ・・・・・・・・・・・・・・３２

資　　料

資料１：平成２３年度　教育行政執行方針

資料２：平成２３年度　教育施策体系

第１章　点検・評価について

１　はじめに

この点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成 19 年 6 月改正、平成 20 年 4 月 1 日施行）第 27 条第 1 項に基づき、北広島市教育委員会が自ら取り扱う事務について点検及び評価を行い、市民への説明責任を果たすため、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表するものです。

また、この点検評価については、同条第 2 項により北広島市教育施策審議会に意見をいただき、客観性を確保するとともに、次年度以降の教育施策の推進等に活用していきます。

２　点検・評価の対象

点検・評価の対象は、本市の教育の指針である「北広島市教育基本計画」（2011－2020）を基本として北広島市総合計画（第 5 次）及び教育推進計画（平成 23～25 年度）に位置付けられた平成 23 年度の主な施策及び事務事業を中心としました。

資料１　資料２

３　点検・評価の方法

（１）点検・評価に当たっては、「北広島市教育基本計画」（2011－2020）の政策ごとに施策を単位として、点検・評価の対象とした施策及び事務事業の実施状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の方向性を示すものとしました。

（２）点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、北広島市教育施策審議会に意見や助言をいただきました。審議会の委員は次のとおりです。

（敬称略）

氏　　名	所　　属　　等		
板 垣　裕 彦	学識経験者	道都大学 社会福祉学部 教授	会長
由 水　　伸	学識経験者	道都大学 経営学部　　教授	
野 原　大 紀	学校教育関係者	北広島市小中学校校長会	
安 部　紀 江	学校教育関係者	北広島市小中学校教頭会	
寺 林　俊 夫	社会教育関係者	北広島市文化連盟	副会長
久保田　智	社会教育関係者	北広島市スポーツ推進審議会	
大 橋　弘 昌	公募	会社員	

４　点検・評価の構成

（１）　点検評価の構成

点検・評価の構成は、次の８項目としました。

政策１　やさしく支えあう教育連携の推進
政策２　「生きる力」を育む学校教育の推進
政策３　信頼され、魅力ある学校づくりの推進
政策４　学びあい、教えあう社会教育の推進
政策５　郷土愛を育む教育活動の推進
政策６　生涯にわたる読書活動の推進
政策７　芸術文化活動の振興
政策８　健康づくりとスポーツ活動の推進

（２）　各項目の記載内容

①　基本的方向及び平成２３年度の実施状況

政策を達成するための施策の方向性と平成 23 年度に実施した対象事業の実施状況を示しました。

②　評価及び今後の対応方向

平成 23 年度の実施状況を踏まえ、施策と事務・事業ごとに自己評価し、課題とその対応についての方向性を示しました。

③　平成２４年度の取組状況

平成 23 年度事業に対する点検・評価等を踏まえ、24 年度に新たな取組みなどがある場合、その内容を示しました。

（３）北広島市教育施策審議会の意見等

教育委員会の取組み状況等に対する北広島市教育施策審議会の意見等を記載しました。

第２章　教育に関する施策・事業の点検・評価

政策１　やさしく支えあう教育連携の推進

施策１　家庭の教育力向上への支援の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

基本的な生活習慣や自立心の育成など、家庭での教育力向上やあたたかな家庭づくりへの支援を進めます。

１．あたたかな家庭づくりへの支援

●家庭教育支援事業

家庭における教育力を向上させるためには、これまで行っていない関係団体と連携した家庭への支援が必要であることから、関係各部局と現状や課題についての協議を行い次年度以降の取組について検討しました。

② 評価及び今後の対応方向

ＰＴＡ連合会の活動を支援し、健全育成の推進を図りました。今後とも、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの環境を整えていくために、学校はもとより、地域の関係団体と連携するなどし、家庭の教育力を高めていくための具体的な実践を行っていくことが必要です。

●家庭教育支援事業

家庭における生活習慣と教育力に着目し、生活習慣を改善して教育力の向上に資する事業を検討して取り組んでいく必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●家庭教育支援事業

生活リズムの記録から生活習慣の実態を把握する調査を実施します。

施策２　教育相談体制の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

いじめ・不登校の問題を早期に解消するため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。

１．いじめ・不登校の問題を早期に解消するため､訪問指導アドバイザー(臨床心理士)、訪問相談員（メンタルフレンド）､スクールカウンセラーなど専門的知識を有する人材を積極的に活用します。

２．不登校児童生徒の学校復帰に向け、「みらい塾」において学習指導や社会体験活動を行い、集団生活や社会適応能力の向上を図ります。

●不登校対策・教育相談事業

不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するため、保護者、学校及び関係機関と連携して、ひきこもりや不登校の解消と未然防止を図り、児童生徒及びその保護者を対象に問題の早期解決を図るため、面談や家庭訪問による相談を行いました。

・「みらい塾の運営」教育相談員１人、適応指導教室指導員２人により開級

・訪問指導アドバイザー（臨床心理士）１人を配置し、週１回教育相談を実施

３．インターネット上での新しい形のいじめやトラブル、犯罪被害を防ぐため、携帯電話の取扱いや情報モラルについて、児童生徒・保護者に対して啓発を図ります。

４．青少年を取り巻く諸問題の把握と早期解決に向け、学校や中央児童相談所などと連携を強化していきます。

●青少年健全育成啓発事業

「地域の子どもは地域で育てる活動」を推進するため、学校、ＰＴＡ、自治会及び関係団体と連携し、地域に密着した青少年の健全育成の啓発を進めました。

・「青少年健全育成大会」の開催　6 月 26 日（日）基調講演、パネルトークを実施

・「安全安心講演会」の開催　11 月 29 日（火）各地区健連協、自治会、町内会、学校関係者

・子どもサポートセンターだより「きずな」の発行　年 4 回

② 評価及び今後の対応方向

スクールカウンセラーや訪問指導アドバイザー（臨床心理士）など専門的知識を有する人材を積極的に活用し、いじめや不登校など、問題の早期解消を図りました。訪問指導アドバイザー（臨床心理士）の相談時間の拡大など、相談体制を充実して継続することについては必要性が高いと考えます。

●不登校対策・教育相談事業

不登校児童生徒数は 43 人で、そのうち 3 人が学校復帰し、14 人がみらい塾へ通級、残りの多くは、どこへも通えていないひきこもり状態と考えられます。不登校には、さまざまな問題を抱えている家庭も多く、子どもサポートセンターへの相談も 281 件と増加傾向にあります。専門的な相談員・指導員による相談やみらい塾への通級を経て学校復帰できた子どももいることから、今後とも事業を継続し、相談時間の拡大を図っていくことが必要です。

●青少年健全育成啓発事業

「青少年健全育成大会」では、各地区の健連協の取り組み状況等が確認され、「安全安心講演会」では、警察署長による講演から、地域の実情にあった対策を講ずる必要性が確認できました。「きずな」では各学校を紹介し、町内会、家庭等にも配布して情報の提供を行いました。いずれの事業も青少年の健全育成活動を推進する上で欠かせない事業であることから、今後も継続していくことが必要です。

③ 平成２４年度の取組状況

●不登校対策・教育相談事業

訪問指導アドバイザーの相談時間を 105 時間拡大します。

施策３　地域が支える健全育成活動の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

青少年が健やかに育む、安全・安心な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。

１．子どもサポートセンターの相談・支援機能を核として、家庭、学校、地域との連携を強化するとともに、地域の教育力の向上や各地区の健全育成活動を支援します。

●青少年健全育成連絡協議会支援事業

学校、家庭及び地域が一体となり、地域で子どもを守り育み、安全・安心な地域環境づくりをめざすため、各地区の青少年健全育成連絡協議会の活動を支援しました。

・6 地区合同「アイヌ文化フェスティバル」　8 月 21 日（日）開催

●青少年安全対策事業

問題行動等の未然防止や対応のため、関係機関や地域と連携を図り、各種活動を協働して行い、青少年の非行防止を推進しました。スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の

安全確認及び巡回指導を行い、子どもたちの安全確保を図りました。

・専任指導員 2 人による補導巡視、不審者対応、不審者情報メールの配信

・スクールガードリーダーによる通学路安全点検

●放課後子ども教室

放課後や長期休業中に小学校の余裕教室等を活用して児童の活動拠点を設け、学習支援等の活動を行う放課後子ども教室を開級するために、大曲地区でのモデル実施に向け、先進事例の調査等を行うとともに、具体的な運営方法や活動内容を検討しました。

② 評価及び今後の対応方向

学校、家庭及び地域が一体となり青少年の健全育成推進のための活動を行うとともに、子どもたちの安全・安心な環境づくりが進められ、平成 24 年度は通学路安全指導員を配置して、新たな通学路の安全確保を図るほか、放課後子ども教室の開設にも取り組むこととしており、今後も充実させる必要があります。

●青少年健全育成連絡協議会支援事業

学校及び地域が連携し、各地区で活発な事業を行うため必要な事業であることから、今後も継続していくことが必要です。

●青少年安全対策事業

市内における子どもたちの問題行動の総数は 66 件で、前年より 24 件増加しました。また、不審者等の出没は昨年より減ったものの、12 件発生しています。この事業は、子どもたちの非行防止、通学路の安全確認を進めていくうえで必要であることから、今後も継続していくことが必要です。

③ 平成２４年度の取組状況

●青少年安全対策事業

学校統合による通学路の変更あった校区に通学路安全指導員 4 人を配置します。

●放課後子ども教室

大曲小学校をモデル校として週 1 回程度実施します。

政策２　「生きる力」を育む学校教育の推進

施策４　幼児教育の振興・充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

幼児の調和のとれた心身の発達を促し、「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実します。

１．家庭・地域と幼稚園等の連携を重視するとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。

●幼稚園・保育園・小学校連携推進事業

幼児教育から義務教育へのスムーズな移行を図るため、11 月に「北広島市幼児教育の連携に関する懇話会開催要項」を策定し、幼稚園、保育園及び小学校の関係者からなる「北広島幼児教育の連携に関する懇話会」を 2 月に開催し、意見交換を行いました。

２．教育環境の向上、教職員研修の充実を図るため幼稚園活動への支援を行います。

●幼稚園協会連携事業

市内私立幼稚園 8 園で構成する幼稚園協会に対して、各園の連携・協力体制の強化や教職員の資質の向上などにより幼稚園教育の振興を図ることを目的として補助金を交付しました。

●幼稚園振興事業

幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、幼稚園教職員に対する研修への参加、教材教具の整備、障がい児教育に必要な教材教具の整備及び人件費等への支援として各園に補助金を交付しました。

障がい児教育については、北海道の特別支援教育対策費補助金では 3 人以上の障がい児を受け入れている幼稚園を対象としていることから、2 人以下の幼稚園に対しては、市が独自に支援しています。

② 評価及び今後の対応方向

幼児教育については、民間の力を活用して振興していることから、今後も継続的に助成を行い、より特色ある教育、北広島市に合った教育の実現を進めます。

●幼稚園・保育園・小学校連携推進事業

懇話会では、「幼稚園教育、保育園保育から小学校教育への円滑な移行を図るための連携」いわゆる「小 1 プロブレムの解消」をテーマに意見交換を行い、各委員からは、他の施設の状況や考え方など、お互いの状況が非常によく理解できたとの感想があり、課題意識の共有化が図られました。

今後は、出された意見をもとに市全体としての取組みを進めるための方針の策定や、子どもだけでなく教員間の交流や研修の場の提供など、具体的な事業に取組んでいく必要があります。

●幼稚園協会連携事業

幼稚園相互の情報交換や各種研修会への支援を通して市内幼稚園の連携と、幼児教育の振興が図られており、今後も継続していく必要があります。

●幼稚園振興事業

私立幼稚園が行う幼児教育への支援を通して幼児教育の充実、保護者の負担軽減が図られており、教材教具の充実を含め、今後も継続していく必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●幼稚園振興事業

教材教具の整備費を増額します。

施策５　豊かな心を育む教育の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性、正義を重んじる心などの「豊かな心」を育む教育を充実します。

１．人を思いやる心や人とかかわる力を育てる豊かな体験活動を推進します。

●学校教育振興事業

小中学校が、自主性、独自性を活かし、教育効果のある特色ある活動を進めることにより、児童生徒の「生きる力」を育み、社会性を身につける機会の充実を図るため、総合学習、特色ある学校づくり、郷土学習及びインターンシップなどの活動に対して補助金を交付しました。

２．基本的な倫理観や思いやりの心などを育む教育を推進します。

●心の教育推進事業

子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるなど、豊かな心を養う教育の充実を図るため、各学校の教職員を委員とする福祉読本編集委員会を設置し、市独自の福祉読本「ともに生きる」の実践集を作成し、次回改訂に向けた検討を行いました。

３．いじめ、不登校や様々な問題に適切な対応をするとともに、自他の理解を深め、よりよい人間関係を醸成する生徒指導を充実します。

●心の教室相談事業

各小中学校に相談員を配置し、児童生徒の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、いじめや不登校の未然防止と早期把握に努めました。(相談件数：小学校 198 件　中学校 246 件)

４．豊かな感性や想像力を育む読書活動を推進します。

●学校図書整備事業

児童生徒の読書活動や自発的･主体的学習の拠点となるように学校図書館の充実を図るため、市図書館と連携し、学校図書館の整備や図書の購入、また学校図書センターを拠点として、学校図書館管理を電算データベースで管理できるよう整備を行いました。

② 評価及び今後の対応方向

各校の教育振興協議会に助成することにより、独自の活動や特色ある教育活動が行われ、豊かな教育の振興が図られました。

児童生徒の悩みや不安の解消を図り、柔軟なアイデアが生まれる環境づくりを進めました。

生命を大切にする心の育成や読書活動を通して、豊かな心を育む教育を推進しました。施策の方向性としては、今後も継続して取り組んでいきます。

●学校教育振興事業

児童生徒の学習意欲の向上を図るために必要な事業であり、各学校では創意工夫を凝らした活動が展開され、特色ある教育活動や地域との連携につながっています。

●心の教育推進事業

今後も、「ともに生きる」の積極的活用が図られるよう検討するとともに、平成 25 年度改訂版の作成に向けた検討をしていく必要があります。

●心の教室相談事業

相談内容は多種多様で、主なものは友人関係、家庭及び学業関係となっています。不登校の未然防止と早期発見を図るために、相談業務を継続することが必要です。

●学校図書整備事業

学校図書館の整備が進められたことで、児童生徒の 1 人あたりの本の貸出冊数も年々伸びており、小学校では平成 22 年度約 20 冊から 24 冊に、中学校でも 3.4 冊から 5 冊と伸びています。また、図書館活用の指導を強める取組みとして、緑陽中学校図書室の簡単なリニューアルを行

ったところ生徒１人あたりの年間貸出数が、平成 22 年度 1.44 冊から 6.72 冊となりました。
今後も、市図書館と連携し、魅力ある学校図書館整備を行っていく必要があります。

施策６　確かな学力を育てる教育の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

基礎・基本をしっかり身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる「確かな学力」を育てる教育を充実します。

１．総合的な学習の時間を中心に、体験的・問題解決的及び探求的な学習を推進します。

●授業補助員活用事業

授業への関心度・理解度を高め、よりわかる授業の展開、学力向上を図るため、算数、体育、音楽及び総合学習の授業補助員や講師の要望があった小中学校に、延べ 122 人の授業補助員を配置しました。

２．学力検査等の結果を生かした授業方法の改善に努めます。

●学力向上推進事業

市全体の学習状況を捉え、児童生徒の学習の課題を明らかにするため、4 月に小学校（2 年生～6 年生）で国語及び算数、中学校（1 年生～3 年生）で主要 5 教科（国語・社会・数学・理科・英語）の標準学力テストを実施したほか、全小中学校の児童生徒が参加して全国学力・学習状況調査を実施しました。各学校ではこれらの調査結果を分析・検証し、学力向上の具体的な方策の検討、学校改善プランの作成及び指導方法の工夫改善を行いました。

② 評価及び今後の対応方向

基礎・基本的な学力の定着やそれらを活用する力を育成するため、課題を明確にして学校と教育委員会が連携して学力向上の取組を進めました。施策の方向性としては、今後も継続して取り組んでいきます。

●授業補助員活用事業

複数体制によるきめ細かな指導による基礎・基本的な学力の向上や、専門家の指導による授業への関心度など着実に改善が図られています。今後、学校支援地域本部との連携を図り、学校が要望する人材を配置できるようにしていくことが必要です。

また、平成 24 年度からの中学校の学習指導要領の改訂により、必修となる武道及び和楽器の指導が担任だけでは難しいこともあり、今後、より専門的な外部指導者の配置が必要となることから、配置時数の拡大が必要です。

●学力向上推進事業

今後とも、現状の児童生徒の状況を把握したなかで、指導方法の工夫、改善等を図っていく必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●授業補助員活用事業

学校が要望する人材を円滑に確保し、効果的な補助員の配置を行うため、学校支援地域本部を所管する社会教育課に事業を移管します。

施策７　健やかな体を育てる教育の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確

立など「健やかな体」を育てる教育を充実します。

１．健康に必要な知識・実践的な態度を身につけるために、保健教育や体力向上の取組みを推進します。

●学校保健事業

児童生徒及び教職員の健康保持・増進を図るために、学校保健安全法に基づき定期健康診断や定期歯科検診等の各種検診事業や教職員の健康づくりセミナーを実施しました。

●中学校体育連盟支援事業

北広島市中学校体育連盟に対して、市内及び管内中学校体育大会の開催に係る運営経費として交付金を交付したほか、本市で全道中体連柔道大会が開催されたことから、開催地負担金を交付しました。

●全国・全道中体連大会出場支援事業

市立中学校の生徒が、全国・全道中体連の大会に出場する場合、その派遣に要する経費の一部を助成しました。全道中体連には 6 校 22 件 79 人、全国中体連には 2 校 2 件 2 人が出場しました。

２．望ましい食習慣を身につけ、家庭や地域と連携した食育を推進します。

●食に関する指導の推進事業

児童生徒の一人ひとりが自らの健康について考える力を養い、健全な心身の成長を図るため、学校給食、教科等において食に関する指導を行いました。

平成 22 年 3 月に改訂した「食の課題と指導の手引」を活用し、栄養教諭が中心となって、各小中学校において様々な機会を捉えて延べ 91 時間の指導を行いました。

また、栄養教諭が市全体の食育に関する総合的な指針となる「北広島市食育推進計画」（平成 24 年 3 月決定・公表）の策定にも関わりました。

３．安全で安心な給食を提供する取組みを進めるとともに、施設・設備の整備を進めます。

●食中毒等予防対策事業

安全・安心な給食を提供するため、老朽化した施設の設備や機器類を計画的に更新するとともに、給食に使用する食品の微生物検査を実施しました。

設備や機器類では、食缶洗浄機の 1 台を借上、保温食缶 14 個、配膳用コンテナ 1 台及び配膳台 2 台の更新を行いました。

② 評価及び今後の対応方向

中学校体育連盟や、全国、全道の中体連大会等に出場する際の旅費を助成することにより、学校におけるスポーツや文化の振興が図られました。

学校保健安全法に基づく健康診断等を実施し、児童生徒、教職員の健康を保持するとともに、健やかな体を育てる教育を進めました。

体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の育成に努めました。

知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成は重要であり、施策の方向性としては、今後も継続して取り組んでいきます。

●学校保健事業

児童生徒の各種健康診断及び教職員の健康管理体制の充実が図られています。児童生徒の健やかな体を育てる教育を進めていくためには、健康状態を把握することが必要であり、体力向上、規則正しい生活習慣の確立などについて、学校医等や保健所だけでなく、家庭、地域との連携した取組が必要です。

●中学校体育連盟支援事業

中体連大会の開催を支援することにより、部活動の活性化や生徒の目標である全道・全国大

会出場への士気を高め、体育活動や体力の向上につながるとともに、大会を通して生徒間の交流が図られおり、今後も継続していく必要があります。

●全国・全道中体連大会出場支援事業

生徒が部活動に対し十分な活動ができるよう全道･全国大会への出場を支援することにより、生徒の士気を高めるとともに、保護者負担の軽減が図られており、今後も継続していく必要があります。

●食に関する指導の推進事業

食に関する指導は、さらに時数を確保していく必要があります。

今後とも「赤毛種」発祥の地である北広島にふさわしい、食文化にも留意した指導を実施していきます。

●食中毒等予防対策事業

配膳用コンテナは、使用後 8 年を経過し、老朽化が進んでいるものが 20 台以上あり、現在のペースでは更新が追いつかない状況にあります。

子供たちに給食を提供していく上で、何よりも重要な衛生管理の意識を職員・委託の調理業者などの間で徹底していくとともに、施設や設備機器の計画的な更新を図っていきます。

③ 平成２４年度の取組状況

●学校保健事業

新たに児童生徒への耳鼻咽喉科の検診を実施します。

●全国・全道中体連大会出場支援事業

事業の効率化を図るため、「文化部活動大会出場費助成事業」を統合し、「全国・全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業」に事業名を変更します。

施策８　特別支援教育の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援を充実します。

１．特別支援教育コーディネーターを中心として全教職員による推進体制を充実します。特別支援学校や関係機関との連携を充実します。

●特別支援学級支援事業

障がいのある児童生徒への教育環境の充実を図るため、全ての小中学校に特別支援学級を設置し、児童 82 人、生徒 24 人が在籍しており、重度の障がいを持つ児童生徒への、学校生活及び教育の支援を行う介助員を小学校に 10 人、中学校に 4 人配置するとともに、特別支援学級の教育環境の充実を図るため、教材備品等の整備を行いました。

●特別支援教育推進事業

通常学級において、特別な配慮が必要な児童への学習支援等を行うため、特別支援教育支援員を小学校 8 校（若葉小、高台小、西の里小陽香分校を除く）に 1 人ずつ配置しました。また、各学校の要請を受けて、児童生徒への指導の在り方や保護者との相談、担当教員への指導助言を行う巡回相談員の派遣及び支援員や教職員の発達障がいに対する理解と指導力向上のための研修会の開催など、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図りました。

② 評価及び今後の対応方向

特別な支援や配慮を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに対応した支援体制の充実や特別支援教育に対する教職員等の資質の向上などの取組を進めました。

施策の方向性としては、新規・拡大事業を含め、今後も継続して取り組むこととします。

●特別支援学級支援事業

特別支援学級への在籍児童生徒が年々増加傾向にあり、また重度の障がいを持つ児童生徒の在籍も増えてきていることから、今後も、障がいを持つ児童生徒が十分な教育が受けられるよう、状況に応じ、介助員の配置などを行っていく必要があります。

●特別支援教育推進事業

年々特別な配慮を必要とする児童生徒が増えてきていることから、より一層支援体制を充実させていく必要があります。特に支援員の配置時間数が限られており、全ての授業時間に配置できていな状況にあることから、今後、授業日及び全ての授業時間に支援できる体制づくりを進めていく必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●特別支援教育推進事業

支援員を 10 人に拡大し、双葉小及び緑ヶ丘小には 2 人体制で配置します。また、事業の効率化を図るため、「特別支援学級支援事業」を統合します。

施策９　社会の変化や課題に対応した教育の推進

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など「社会の変化や課題に対応できる力」を育む教育を充実します。

１．国際化に対応するため、外国語指導助手（ＡＬＴ)のもと、コミュニケーション能力の育成を図ります。

●外国語指導助手活用事業

児童生徒の英語発音やコミュニケーション能力を向上させるため、各学校の外国語授業等に英語指導助手を派遣し、外国語授業等の充実を図りました。特に、学習指導要領の改訂に伴い、小学 5、6 年生で週 1 時間の「外国語活動」が導入されたことから、英語指導助手を 1 人増員し、3 人体制で各学校に派遣し、小学校外国語活動の授業が円滑に実施できるようにしました。

２．情報活用能力の育成や情報モラル教育を推進します。

●学校ＩＣＴ環境整備事業

情報化社会に適応したより充実した学校教育を進めるため、児童生徒用の教育用コンピュータ、教職員用の校務用コンピュータ、周辺機器、アプリケーションなどを計画的に更新するとともに新しい技術の導入を行いました。

毎年行っている教育用及び校務用コンピュータの保守・修繕を実施するとともに、校務用コンピュータ 200 台の更新を行いました。

●姉妹都市子ども大使交流事業

小中学生が、姉妹都市である東広島市と相互訪問することにより、ふるさと意識を高めるとともに両市の友好親善を深めるため、中学生の派遣、受入れを行いました。

また、毎年、派遣の際には広島市原爆死没者慰霊式、平和祈念式に参列しています。

② 評価及び今後の対応方向

本市の学校教育共通実践課題である環境、福祉、人権、平和、国際理解、情報について、主体的、意欲的に取組む教育を進めました。

学校ＩＣＴ環境を整えることにより、時代に合った教育やより印象的な授業を行い、児童生徒の教育の充実が図られました。

姉妹都市交流事業を通じ、実際に参加した大使の子どもばかりでなく、学校、地域において、

郷土学習や平和学習の広がりが生まれました。

施策の方向性としては、拡大事業を含め、今後も継続して取り組んでいきます。

●外国語指導助手活用事業

新たに小学校に導入された外国語活動は、英語指導助手を派遣することにより、円滑に実施されました。また、中学校においては今後も国際化が進み、よりコミュニケーション能力及び語学力の育成が必要となることから、継続して外国人の指導助手を派遣し、外国語授業等の充実を図っていく必要があります。

●学校ＩＣＴ環境整備事業

情報教育やパソコン等を活用した授業の充実が重要視されていることから、今後も計画的な機器の更新及び校務用コンピュータの整備により、校務の効率化を図っていくことが必要です。

●姉妹都市子ども大使交流事業

姉妹都市の歴史・文化や平和の大切さを学ぶこと及び学校間の交流を深めることは、教育の一環として必要であり、各校で行われている報告会や報告集の作成などは、ふるさと意識を醸成する機会となっていることから、今後も継続して姉妹都市との交流、郷土学習及び平和教育を進める必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●外国語指導助手活用事業

中学校の外国語授業時数が週 3 時間から週 4 時間に増加されることから、英語指導助手を 1 人増員し 4 人体制にします。

●姉妹都市子ども大使交流事業

小中学生合同で相互に派遣受け入れをします。

政策３　信頼され、魅力ある学校づくりの推進

施策１０　開かれた学校づくりの推進

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクルに基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校関係者からの意見や評価の活用などを通して信頼性の向上と学校改善を図る開かれた学校づくりを推進します。

１．学校経営プログラムによる学校経営の推進とマネジメント・サイクルによる学校改善を推進します。学校関係者からの学校に対する評価や結果、教育活動の成果について、保護者や地域に周知するなど、広報活動を充実します。

●学校評議員等運営支援事業

地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、特色ある教育活動の展開を図るため、各小中学校に 5 人の学校評議員、8 人の学校関係者評価委員を委嘱しました。各学校では、学校評議員の全体会議を年 3 回程度開催し、学校運営の方針や現状について理解をしてもらうとともに、学校に対する要望や意見交換等を行いました。また、学校関係者評価委員の全体会を年 2 回開催し、学校経営や学習指導、生徒指導など学校が自己評価した結果について、適正な評価結果かどうかを評価してもらうとともに、改善を進めていく上での助言をいただきました。

２．地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど学校と地域の双方向の連携を推進します。

●学校支援ボランティア活用事業

地域の方が持っている優れた知識と技術を学校行事や授業などに生かすため、各学校においてボランティアの方を活用しやすく、また、より地域の方に参加してもらいやすくするため、申請のあった学校へボランティア活動に必要となる経費の助成をしました。学校支援地域本部との連携により、全ての学校で地域の方のボランティア参加がありました。

② 評価及び今後の対応方向

保護者や地域と協働した学校運営を進め、信頼され、開かれた学校づくりの取組を進めました。施策の方向性としては、今後も継続して取り組んでいきます。

●学校評議員等運営支援事業

学校評議員及び学校関係者評価委員から評価及び助言をいただき、学校、家庭及び地域が連携した学校運営を進めていくことができました。

今後とも保護者や地域から信頼され、協力を得ながら学校運営を展開していくことが一層求められていることから、学校評議員制度等の充実を図るとともに保護者及び地域に学校の教育活動などの情報を積極的に発信していく必要があります。

●学校支援ボランティア活用事業

学校支援地域本部との連携も加わり、年々ボランティアに参加する方が増えています。今後も学校支援地域本部と連携し、学校が必要とする人材確保など、より効率的に地域人材の活用を図っていく必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●学校評議員等運営支援事業

西部地区に中学校校区でのコミュニティ・スクールの導入についての「推進委員会」を設置します。

●学校支援ボランティア活用事業

学校が要望するボランティアを円滑に確保し、効果的な事業を行うため、学校支援地域本部を所管する社会教育課に事業を移管します。

施策１１　教育環境の整備

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

新しい教育システムによる魅力ある教育活動や安心して教育活動が行える学校づくり、質の高い学びを支える環境づくりなど社会の変化や実態にあった教育環境の整備を促進します。

１．研修機会の充実や適切な教職員評価を通じて、教職員の資質の向上を図ります。

●学校教育団体活動支援事業

北広島市の教育内容の充実、教職員の資質向上及び学校経営の充実を図るため、市内の教職員全員で組織する教育研究会、校長会、教頭会及び進路指導連絡協議会の４団体の活動に対し、事業費の一部を補助金や交付金として交付しました。

２．適正な規模の集団の中で学ぶことができる環境づくりを推進します。

●北広島団地内小学校統合準備事業

北広島団地内の４つの小学校を閉校し、２校に統合して平成24年４月に新しく開校するために必要な業務を進めました。閉校・開校に伴う消耗品や備品の購入、統合する２校間の交流事業、地域・家庭・学校の関係者で構成する統合準備会（双葉小と緑ヶ丘小にそれぞれ設置）の開催（各４回）、４校合同閉校式の開催、各校の閉校の集い、学校統合NEWSの発行（６月、８月、10月、２月）などに取り組みました。

３．教育施設の老朽化や、児童生徒数の増減に対応した施設の整備を推進します。

４．児童生徒の安全と学習環境の向上に配慮した施設・設備の整備を推進します。

■大規模改修事業等

教育施設の老朽化や児童生徒数の増減に対応して、安全・安心な施設を整備するため、校舎・屋体の計画的な改修及び耐震化を進め、以下の工事を実施しました。

〇高台小学校校舎・屋体大規模改造事業

平成24年度の緑ヶ丘小学校の開校に向け、校舎・屋体の大規模改造工事と屋体の耐震化工事を実施しました。

〇若葉小学校校舎・屋体地震補強大規模改造事業

平成24年度の双葉小学校の開校に向け、校舎・屋体の耐震化工事及び大規模改造工事を実施しました。

〇大曲東小学校エレベーター設備等設置事業

既設校舎をバリアフリー化するため、段差の解消や建具等の改修を行い、併せて車椅子でも校舎内を支障なく移動できるようエレベーターを設置しました。

このほか、平成24年度に実施する工事のため、西部中学校講堂改築事業及び東部小学校屋体地震補強・大規模改造事業についての実施設計を行いました。

●中学校武道・伝統芸能整備事業

平成24年度からの学習指導要領改訂により、中学校保健体育科で必修となる武道の授業が円滑に実施できるよう、必要な物品等の整備を行いました。

・空手用マット及び生徒への貸与用空手上衣の購入

・体育教員を対象に指導者養成研修会の開催

５．二学期制や小中一貫教育等の新しい教育システムについて検討を進めます。

６．家庭、地域による学校への支援を支える取組みを推進します。

●学校支援地域本部事業

地域全体で学校教育を支援する体制づくりとして、西の里・西部・大曲地区及び東部・北広島団地地区それぞれに学校支援コーディネーターを1人ずつ配置しました。学校の要請を受け、48件をコーディネートし、地域の人材を学校に派遣しました。

また、学校支援ボランティアを確保するため、ボランティア交流会やパンフレット及びポスターによる募集を実施しました。

7．小・中・高等学校教育等への就学を支援します。

●児童生徒の通学費支援事業

遠距離通学等で、公共交通機関を利用して市立小中学校に通学している児童生徒及び自家用車による送迎を常としている児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、小学校ではバス利用者188人及び自家用車27人、中学校ではバス利用者14人及び自家用車5人に対し、通学に要する経費の一部として、バス利用者は定期代金の1/2、自家用車の場合は2㎞以上3㎞未満は月1,000円、3㎞以上は月1,400円を助成しました。

●要保護・準要保護児童生徒援助事業

生活保護世帯（要保護）や経済的困窮世帯（準要保護）の児童生徒が、平等に義務教育が受けられるよう、経済的に困難な世帯（総収入が生活保護制度で定める基準の1.3倍以下の収入）の児童812人（全体の22.7%）、生徒437人（全体の24.7%）に対し、就学に必要な学用品費や給食費などの経済的支援を行いました。

また、生活保護世帯の児童7人、生徒16人に対し修学旅行費の支援を行いました。

●高等学校等入学準備金支給事業

高等学校等に進学した経済的困窮世帯の生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、入学時に必要な経費の一部として、121人の保護者に入学準備金2万円を支給しました。

●奨学金支給事業

経済的な理由によって高等学校等の修学が困難な学生及び生徒に対し、奨学金を支給することにより、等しく教育を受ける機会を与えるため、奨学生選考委員会で選考された86人に月5,000円の返還義務のない奨学金を支給しました。また、平成25年までの3年間に限り、支給対象者を20人拡大し、90人以内としています。

●私立学校教育振興事業

教育環境の充実や保護者の負担軽減を図るため、新たに市内の私立高等学校である札幌日大高等学校が実施する事業や活動に対して補助金を交付しました。

② 評価及び今後の対応方向

質の高い義務教育を進め、学校の持つ教育機能を充実するため、教育施設や備品等の整備、児童生徒や保護者への支援など社会の変化や実態にあった教育環境の整備を進めました。

補助金等を活用しながら校舎の改造、修繕等を行い、安全・安心で、良好な教育環境を整備しました。また、学校の設備、教材等を整備することにより、教育の振興が図られました。

教育環境の整備は計画性が求められることから、施策の方向性として、新規・拡大事業を織り込みながら計画的に取り組みます。

●学校教育団体活動支援事業

市内の教職員が、それぞれの立場で本市の教育について調査研究に取り組み、幅広く北広島市の教育の振興が図られていることから、今後も継続していく必要があります。

●北広島団地内小学校統合準備事業

広範で多岐にわたる業務を計画的に進めることができました。

■大規模改修事業等

校舎の耐震化は完了しましたが、屋体の耐震化を平成 24 年度に東部小学校及び西部中学校で実施することとしており、北の台小学校及び緑陽中学校の屋体耐震化と老朽化による大規模改修等については、計画的に進めていきます。

●中学校武道・伝統芸能整備事業

教員の指導力向上を図るための研修会を実施していくことが必要です。

●学校支援地域本部事業

学校と地域の事業に対する理解が深まるよう、事業内容の周知に努めます。

●児童生徒の通学費支援事業

遠距離通学児童生徒の保護者の経済的負担が軽減されていることから、今後も継続して支援をしていくことが必要です。

●要保護・準要保護児童生徒援助事業

生活困窮世帯への就学支援については、支給額が増加傾向にあるものの、経済的な理由による不就学、不登校及び学校行事等（修学旅行や宿泊学習等）への不参加児童生徒は皆無であり、本事業により教育の機会均等が図られていると考えられることから、継続して支援をしていく必要があります。

●高等学校等入学準備金支給事業

市独自の施策として高校生等への就学支援を行っているものであり、保護者の経済的負担が軽減されていることから、今後も継続していく必要があります。

●奨学金支給事業

経済的な理由により就学が困難な高校生等に対し、学資等の経費の一部を支援することで就学の一助となっていることから、市独自の施策として今後も継続していく必要があります。

●私立学校教育振興事業

私学教育の振興のため近隣の自治体おいても私立高等学校への助成が行われており、本市の高等学校教育の充実及び保護者の負担軽減を図るため、支援を続けていく必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●北広島団地内小学校統合準備事業

校歌作成に伴う事務事業は平成 24 年度に繰り越して執行します。

また、開校後の事業は、「双葉・緑ヶ丘小学校開校事業」として取り組みます。

政策４　学びあい、教えあう社会教育の推進

施策１２　市民の学習活動への支援内容の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

時代にあった生涯学習の基礎づくりを進めるためにも全市的な取組みはもとより、各地区の特色を生かした市民の主体的な生涯学習活動の支援を推進します。

１．市民の学習活動に対する意欲に応えるため身近な学習機会の充実に努め、学びを通したコミュニティづくりに向け、市民が主体的に取り組む学習活動を支援します。

●生涯学習市民活動団体支援事業

生涯学習の振興を図るために、市民団体が主体的に企画実施する一般公開の講座・発表会・コンサート等に対し、補助対象経費の 2 分の 1（限度額 30 万円）を助成するもので、8 団体に 103 万 5,000 円助成しました。

２．社会教育関係団体や市民の主体的な学習活動に対し、団体が自ら個性ある活動を継続するための人材育成や団体運営に対する支援の充実を図るとともに、学んだ成果を生かす機会や相互に交流する場を提供します。

●元気フェスティバル連携事業

市民団体の交流や学習した成果を生かす場として、また、市民に生涯学習に関する興味･関心を深めてもらうため、「出あい、交流、生きがい」をテーマに各種団体が参加し、明るく元気な街づくりを目的に 8 回目の元気フェスティバルを開催しました。

社会教育、スポーツ、環境、健康、福祉、消費者等 64 団体で組織された実行委員会に交付金を交付しました。

３．市内のそれぞれの地域が、個性豊かに地域の実情にあった学習活動を展開できるよう、市民と行政との協働による活動を推進します。

●生涯学習振興会支援事業

生涯学習の振興や地域コミュニティを醸成するため、西部・西の里・大曲地区の住民主導の組織「生涯学習振興会」に交付金を交付し支援しました。各地区に配置している市の非常勤職員（生涯学習推進アドバイザー）と臨時職員（サブアドバイザー）が振興会をサポートしています。生涯学習振興会全体では 99 事業を実施し、6,500 人が参加しました。

② 評価及び今後の対応方向

市民活動を支援するための関係施策については、市民のニーズにあった内容を推進していくことが必要であることから、市民活動における主体性を損ねることなく、行政として活動に関する条件整備を進め、生涯学習社会の実現に向けて、内容の充実を図ります。

●生涯学習市民活動団体支援事業

市民の主体的活動を支援することは、生涯学習の振興につながることから、今後も継続していく必要があります。

●元気フェスティバル連携事業

舞台部門の強化などにより 3,000 人を超える市民が来場し、交流が深まり、事業効果が上がりました。

●生涯学習振興会支援事業

事業内容の充実が図られ、コミュニティの醸成にも効果を上げています。

東部地区生涯学習振興会の平成 24 年度設立に向けた準備が進められました。今後、北広島団地地区での設立についても、検討していきます。

③ 平成２４年度の取組状況

●生涯学習振興会支援事業

市内 4 番目となる東部地区生涯学習振興会の活動を支援します。

施策１３　地域や世代を見据えた学習機会の充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

社会の変化に適切に対応していくために、社会の要請や個人の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。

１．各世代別での学習ニーズに応え、産･学･官･民の連携を図り、多様で豊かな学習機会や交流機会の提供を推進します。

●国際交流事業

国際感覚をもった人材を育てるため、高校生を対象としたカナダ・サスカツーン市との相互交流や市民交流事業などを実施する国際交流協議会の活動に交付金を交付しました。

カナダ・サスカツーン市からの派遣団受入は、東日本大震災のため中止となりましたが、元気フェスティバルへの出展や市民交流事業として外国人講師による講演会を実施しました。

２．社会の要請や個人の多様な学習ニーズに対応するため、実情に合った学習機会の提供を推進します。

●フレンドリーセンター運営事業

障がい者と健常者が生涯学習活動を通して学び合い、社会参加や交流の機会を提供するため、フレンドリーセンターを活用して行う陶芸教室、日ハム観戦交流会、野外バスツアー、サッカー教室、パンづくり教室及びスキー教室を、障害児者を持つ親の会と連携し、実施しました。

●中央公民館活動推進事業

市民の主体的な学習活動を支援するため、学習・発表の機会や場を提供しました。

各種講座のほか第 13 回ワクワク公民館子どもまつり及び第 32 回公民館まつりを開催しました。

② 評価及び今後の対応方向

市民のニーズにあった学習機会の提供が、市民自らの運営により充実した取組みとなるよう、環境の整備に努めていくことが求められています。

事業内容の周知に関して多くの参加を得るよう、今後とも工夫していく必要があります。

●国際交流事業

派遣団受入はできなかったが、国際交流協議会を中心に事業を展開し、国際交流の必要性をＰＲすることができました。今後は、財源であるきたひろしま人材育成基金について検討する必要があります。

●フレンドリーセンター運営事業

ボランティアの参加により効果的に事業が進められ、参加者も増えています。施設管理においてはフレンドリーセンターの著しい老朽化が課題となっており、今後、計画的に修繕等を検討していく必要があります。

●中央公民館活動推進事業

教室、講座及び二つの「まつり」は、参加者も多く、特に、ワクワク公民館子どもまつりでは、世代を超えた交流が行われ有意義な事業となっていることから、二つの「まつり」は、公民館事業として継続実施していきます。

③ 平成２４年度の取組状況

●中央公民館活動推進事業

教室・講座は東部地区生涯学習振興会の事業として実施します。

施策１４　施設の充実による学習環境の整備

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

学習活動を効果的に支援していくために施設・設備の充実など学習環境の整備を促進します。

１．生涯学習活動の推進や社会教育の充実に向け、市民がより利用しやすい社会教育施設の運営を図ります。市民の主体的な学習活動を支援するための学習環境を整備するとともに、既存施設の有効活用を図ります。

●林間学園・レクリエーションの森開放事業

自然体験・憩いの場として国有林の一部を借り受け、林間学園及びレクリエーションの森を4月23日～10月31日の192日間開放し、林間学園では1万44人、レクリエーションの森では9,384 人の利用者がありました。また、施設の老朽化が進んでいることから順次改修を進めました。

●公民館管理事業

中央公民館は2万4,112人、西の里公民館は3,621人の利用がありました。また、施設の老朽化が著しいことから、突発的な施設の不具合に随時対応しました。

② 評価及び今後の対応方向

関係施設においては、老朽化が著しい部分が多くみられ、今後、計画的な整備改修が必要となっています。

施設内の関係設備についても、市民活動を充分支援する内容とはなっていないことから、関係団体とも協議を行い、施設機能の充実に努めていくことが必要です。

●林間学園・レクリエーションの森開放事業

市民に身近で貴重な自然として親しまれているため、利用者の安全を確保する観点から、十分な点検・整備・改修が必要です。

●公民館管理事業

施設の老朽化が著しく、修繕がしばしば発生していることから、今後、大規模改修を検討していきます。

政策５　郷土愛を育む教育活動の推進

施策１５　エコミュージアム構想の展開

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

市民のだれもが北広島をよく知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、学習機会の充実や市民参加による事業を推進します。

１．文化遺産の継承を図るため、郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民の文化財を大切に守る心を培い、市民が身近に郷土の歴史文化にふれることができるようエコミュージアム構想を推進します。

●エコミュージアム普及推進事業

エコミュージアムは、まち全体を博物館と見立て、市民とともに、その魅力を継承していこうとするもので、北広島市の新しい文化継承の手法として重点的に進めています。エコミュージアムの推進には、特に、中心となる人的体制づくりが重要であり、「まちを好きになる市民大学」を開講して、市民学芸員の養成に取り組みました。

また、旧島松駅逓所周辺整備事業用地取得費を繰上償還しました。

２．郷土に関する学習や、体験学習を通して、郷土の歴史や伝統的遺産を大切に守る心を培い、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。

●エコミュージアム郷土体験学習事業

自然遺産・歴史遺産等の魅力を後世に伝える体験学習や講演会を開催しました。

② 評価及び今後の対応方向

エコミュージアム事業の普及に関しては「まちを好きになる市民大学」等の事業が成果を上げていますが、旧島松駅逓所やコア施設などの整備事業については、さらに検討を進める必要があります。補助金の導入や学校跡施設利用などとの整合を図るとともに、推進委員会等の市民組織化のステップアップを図っていきます。

●エコミュージアム普及推進事業

普及事業実施に伴う推進体制の充実、コア施設やサテライトの整備・運営が課題となることから、推進委員会を中心とする市民協働体制の整備を進めていく必要があります。

●エコミュージアム郷土体験学習事業

多くの市民に学習機会の提供が図られましたが、体験型事業では、企画段階から市民大学ＯＢなどの市民参加を得て、充実・活性化を図っていく必要があります。

施策１６　文化財の保存と活用

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などにふれることができる環境の整備を推進します。

１．史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護を進めます。郷土の歴史、自然等の調査研究や資料の収集保存を進めます。また、市文化財の指定を行い、保存します。

●文化財保存・活用事業

旧島松駅逓所などの文化財の管理や水稲赤毛種の保全などを継続して行いました。また、和田郁次郎記念館から収蔵品の寄贈を受けました。なお、新たに市指定文化財としたものはありません。

② 評価及び今後の対応方向

市民から貴重な資料の寄贈を受けるなど、文化財保護において一定の成果はありましたが、指定文化財などの遺産調査が遅れています。

今後、エコミュージアム普及推進事業におけるコア施設の検討などと連動し、展示や活用も踏まえた上での文化財保護事業の推進が必要です。

●文化財保存・活用事業

遺産の特定及び保存活用に向けた計画策定などの事業展開が課題でありますが、市民と協働して文化財の保存活用を進めていきます。

政策６　生涯にわたる読書活動の推進

施策１７　図書館サービスの充実

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

子どもから高齢者まで、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、市民との協働により図書館サービスの充実を図ります。

１．市民が求める資料と情報の提供を図るため、図書や雑誌などの資料の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

●図書館サービス提供事業

利用状況は、本館・分館含めた年間の貸出冊数が 54 万 2,189 冊で、人口 1 人あたりの貸出冊数は 8.99 冊でした。年間の予約受付件数 5 万 1,883 件のうち、地区分館からの予約が 2 万 7,566 件で、全体の 53%となっており、地区分館も非常によく利用されていることがわかります。これらの予約処理に対応できた割合も 95.7%という高い数値を示しています。

② 評価及び今後の対応方向

図書館本館の閲覧椅子の張替え、団地住民センター・西の里公民館図書室などの整備を課題として残していますが、利用状況等を見ても図書館サービスは安定して提供されています。

今後も、市民協働による図書館運営の方向性を維持し、来るべき超高齢社会への対応として宅配サービスに着手していきます。

●図書館サービス提供事業

資料費・開館時間など近隣市との比較において上位であり、利用率も道内トップクラスを維持しています。図書館利用者の高齢者割合は、60 歳代が 21.8%、70 歳以上が 10.7%となっており、今後も年々増え続けると予測されることから、対応を検討する必要があります。年間の不正な持ち出し冊数は 111 冊でしたが、100 冊前後で推移している状況は、全国的に非常に少ないといえます。

③ 平成２４年度の取組状況

●図書館サービス提供事業

何らかの事情で来館できない高齢者等への宅配サービスを開始します。

施策１８　子どもの読書活動推進

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

子どもの読書活動については、新たに策定した「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が一体となった推進をめざします。

１．市民との協働を踏まえながら、「北広島市子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館を中心とした読書環境整備を進めます。

●子どもの読書推進計画策定事業

「子どもの読書活動推進計画（第 2 次）」を策定しました。

２．学校図書館においては蔵書の充実に努めるとともに、幼稚園・保育園とのネットワーク化を推進します。

●幼児読書活動推進事業

学校教育から幼児、乳幼児まで読書活動の推進を図ることは、生涯にわたる読書活動の推進にとって重要であることから、子どもの読書推進計画に基づき、幼児が図書館に親しむ取組みとして、幼児絵本の巡回配置を幼稚園・保育園各 1 園を対象に試験実施しました。

② 評価及び今後の対応方向

今後 10 年間は「子どもの読書活動推進計画（第 2 次)」に基づき、子どもの読書普及事業の充実、学校図書館の充実の取り組みを継続していきます。

●子どもの読書推進計画策定事業

計画の課題、見直しを受け、新たな推進計画をボランティア及び学校関係者などの意見も取り入れ、図書館協議会への諮問・答申を経て策定しました。

●幼児読書活動推進事業

試験実施している園での評価は高く、希望する園もあることから、実施園での評価や活用状況を他の園へ浸透させ、実施園を増やすよう取り組んでいきます。

政策７　芸術文化活動の振興

施策１９　個性豊かな地域文化の振興

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

市民の芸術文化活動を振興するとともに、個性豊かな地域文化の創造に努めます。

１．芸術文化創造プランを策定し、芸術文化の創造を担う人材の育成と活動の場の創出を進めます。

●芸術文化創造プラン策定事業

芸術文化活動の拠点として多くの市民の芸術文化活動が活発に行われており、新たな芸術文化創造に向けた計画を策定しました。計画の名称は、この計画が「芸術文化活動の振興」という政策そのものを支える指針であることから「芸術文化振興プラン」としました。

２．優れた芸術文化活動に対する顕彰を行うとともに、市民が主体的に取り組む芸術文化活動を積極的に支援します。

●市民文化祭奨励事業

市内の芸術文化や市民の芸術文化活動を促進するため、市民の芸術文化活動を発表する機会の提供とその支援として、市民総合文化祭及び地区文化祭に助成しました。

３．芸術文化活動に主体的に取り組んでいる市民団体やサークルを支援します。

●文化団体活動支援事業

市内の芸術文化や市民の芸術文化活動の発展のため、各団体の芸術文化事業への支援として、北広島市文化連盟及び北広島音楽協会に助成しました。

② 評価及び今後の対応方向

北広島市における今後 10 年間の芸術文化振興の基本として「北広島市芸術文化振興プラン」が策定され、このプランに基づき、市民芸術の顕彰、奨励、支援、拠点施設の計画的維持・整備などの多角的な観点から、市民が大きな志や夢を懐くことができる機会の充実を図っていきます。

●芸術文化創造プラン策定事業

今後 10 年間の文化振興の方向性を示すものとして芸術文化振興審議会への諮問･答申及びパブリックコメントを実施して策定しました。

●市民文化祭奨励事業

各地区において、市民の主体的な取り組みが活性化しており、身近な場での市民の学びの成果の発表機会として貴重な機会となっています。今後も、幅広い世代による文化祭の実施を奨励していく必要があります。

●文化団体活動支援事業

主体的な芸術文化団体活動を支援することにより、音楽協会 40 周年記念事業「わがまちの交響曲第九」の開催などの大きな成果を上げていますが、助成や連携のあり方について継続的な点検が必要です。

施策２０　市民等との連携による芸術文化活動の展開

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

市民が芸術文化に親しむことができる環境の充実を図るとともに、市民等との連携による芸術文化ホールの運営を進めます。

１．地域の文化活動を支援する財団法人等や地域貢献活動（メセナ）を行う企業との共催、他の公共ホールなどとの連携を推進します。芸術文化ホールなどの活用により、市民が芸術文化に親しめる環境づくりを進めます。

●芸術文化ホール運営委員会連携事業

市と協働で芸術鑑賞型事業及び芸術創造事業を推進し、市民の主体的な芸術文化活動の活発化と資質向上を図るため、芸術文化ホール運営委員会を支援して、芸術鑑賞型事業 13 本、芸術創造事業 7 本を行いました。ホールイベントに関しては、運営委員会事業のほかにも、第九の合唱など、市民や団体の活動も盛んに行われました。

２．市民との協働により、ボランティア組織の拡充を図りながら、芸術文化ホールの運営を進めます。

●花ホールスタッフの会支援事業

市及び運営委員会等が主催する事業のサポート活動など、芸術文化ホール（花ホール）を拠点に活動する花ホールスタッフの会を支援するため、花ホールスタッフの会に交付金を交付するとともに、花ホールボランティア養成講座を実施しました。

② 評価及び今後の対応方向

芸術文化ホール運営委員会事業は、市民が芸術文化に親しめる環境づくりに大きく貢献しています。また、ホールなどを活用した市民や団体の芸術文化活動も日々成長を続けています。これらの活動との連携を深め、コーディネートしていくことで、より広い芸術文化活動の展開が図られると分析しています。

芸術文化活動はホールだけで行われているものではなく、今後は、各地区の生涯学習振興会の文化的活動と連携するなどして、各地区の個性ある芸術文化の振興を課題としていく事業を検討する必要があります。

●芸術文化ホール運営委員会連携事業

より自立した運営体制の検討について内部協議を行っています。芸術創造事業の推進については、ワークショップなど新たな取組みを進めていますが、鑑賞型事業については入場者数が減少傾向にあります。市民ニーズを捉えた事業展開のため、今まで以上に地域連携を深めていく必要があります。

●花ホールスタッフの会支援事業

助成や連携のあり方についての継続的な点検、講習会のあり方についての検討などが必要です。

政策８　健康づくりとスポーツ活動の推進

施策２１　健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。

１．市民の自主的な参加と健康・体力づくり機会を拡充するため、各種スポーツイベントの開催をはじめとするスポーツ事業の推進を図ります。

●エルフィンロードハーフマラソン連携事業

市民の健康増進及び本市のＰＲを目的に８回目の大会を開催しました。同日に札幌でマラソン大会が実施されたことから参加者数は昨年より 500 人少ない 1,328 人となりました。今回から医師を配置し救急救命対策を強化するとともに、自転車の駅に仮設トイレ設置しました。

２．スポーツ推進委員や地区生涯学習振興会と連携し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

●市民スポーツ活動推進事業

市民の健康保持・増進と生きがいや潤いのある生活を助長するため、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を提供しました。

障がい者スポーツ大会を支援するとともに、スーパードッジボール大会、30㌔歩ける会、いちにのジャンプ大会、近隣３市（厚別区、江別市、北広島市）交流事業及び子ども相撲大会等を実施しました。

② 評価及び今後の対応方向

各種事業については天候にも恵まれ計画どおり実施することができました。事業実施にあたっては、これまで以上にスポーツ推進委員や各地区生涯学習振興会との連携を図ることができました。また、地区生涯学習振興会が軌道にのってきたこともあり、スポーツ推進委員と地区生涯学習振興会が連携し各地域での事業活動が活発になってきています。施策の方向性としては、今後も継続して取り組んでいきます。

●エルフィンロードハーフマラソン連携事業

他の大会との競合により参加者が減少しましたが、道内開催のマラソン大会においては評価が高くなっており、道外者の参加も多く開催目的は十分達成されています。今後は、参加者の安全確保に対する対策をさらに検討する必要があります。

●市民スポーツ活動推進事業

事業実施にあたっては、既に定着している事業が多く、マンネリ化を防ぐため実施方法等を工夫しています。スポーツ推進委員や地区生涯学習振興会との連携をさらに深める必要があります。

施策２２　競技スポーツの振興

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

競技スポーツを振興するため、スポーツ選手の育成や支援に努めます。

全道大会や全国大会への出場など、大きな目標をもった青少年の夢と希望を実現する競技スポーツの振興を図ります。

１．ジュニアスポーツ活動の振興を図るため、北広島少年スポーツアカデミーにおける選手の強

化育成や底辺拡大、指導者の養成に取り組むとともに、中学校部活動への支援などを行います。

●スポーツアカデミー事業

全国及び国際レベルの選手を育成し、子どもの健全育成を図るため、ジュニアスポーツ選手強化事業、底辺拡大事業及び指導者養成事業を実施しました。

具体的には、スポーツ教室、キッズ遊び塾、ジュニアスポーツ塾、チャレンジジュニアスクール、中学校部活動指導者講習会及び各中学校でのトレーニング教室を開催しました。

●全国中学生空手道選抜大会連携事業

空手道を通じ青少年の健全育成を図るとともに、本市を全国にＰＲするため、地域活性化センターの助成を受け 6 回目の大会を開催しました。なお、空手教室の開催回数を増やし、空手道競技の普及にも努めました。

２．市体育協会やスポーツ少年団本部に対して支援を行い団体の組織強化と育成を図ることで、競技者のスポーツ活動の振興を図ります。

●体育協会活動支援事業

市民及びスポーツ団体のスポーツ活動を助長しスポーツの振興を図るため、ＮＰＯ法人北広島市体育協会を支援しました。

② 評価及び今後の対応方向

競技スポーツの振興を図るうえでジュニアスポーツの推進は重要であり、未就学児、小学生、中学生など各年代に合わせた事業の実施は効果的と考えています。また、スポーツ関係団体への支援及び指導者養成事業もスポーツ推進の基盤強化に繋がる重要な事業であり、将来成果が現れるものと期待をしています。施策の方向性としては、今後も継続して取り組んでいきます。

●スポーツアカデミー事業

スポーツ教室や講演会等は学校や関係団体の意向を調査し、各地区、各学校で開催するなど参加しやすい環境づくりに努め、関係スポーツ団体及び総合型地域スポーツクラブ等との連携を図り実施しました。

●全国中学生空手道選抜大会連携事業

中学生空手道の拠点としての本市の存在は全国的に定着してきています。

●体育協会活動支援事業

体育協会に加盟する各団体において各種スポーツの振興に取組むとともに、協会として駅伝大会、スポーツ講演会及びスポーツ教室を開催しています。各スポーツ団体との連携強化が図られ、スポーツの振興に寄与していることから継続していく必要があります。

施策２３　スポーツ施設の整備と運営

① 基本的方向及び平成２３年度の実施状況

多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。

１．市民が安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。

●西部プール建設事業

西部プール新設に伴い旧西部プールの解体を行いました。新設プールは 6 月 15 日にオープンし、旧西部プール解体工事は 10 月に終了しました。

●体育施設管理事業

総合体育館、緑葉公園体育施設、住民プール、地区体育館及び自然の森キャンプ場を指定管理者により維持管理しています。また、各施設に係る施設修繕や備品を購入しました。

●総合体育館大規模改修事業

建築後 26 年以上経過しており、内外装、屋上防水、暖房・給湯ボイラー、各種配管及び放送設備等の経年劣化が著しいことから、施設の大規模改修に着手しました。

２．日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業をはじめとしたスポーツ環境の向上を図ります。

●学校施設（体育館）開放事業

市民の身近なスポーツ活動の場として、市内小中学校 14 校の体育館を開放しました。

② 評価及び今後の対応方向

施設については大きなトラブルもなく概ね適正に管理運営することができました。総合体育館大規模改修については計画どおり進めることができました。今後、老朽化したスポーツ施設の改修を計画的に進めていきます。

●西部プール建設事業

西部プール新設に伴い利用者数は 7,730 人（前年の 7 倍）に達しました。

●体育施設管理事業

大きなトラブルも無く適正に管理でき、突発的な施設修繕については迅速に対応しました。指定管理者制度により効率的に管理されています。

●総合体育館大規模改修事業

実施設計を行い、改修工事の契約を締結しました。工事の竣工は平成 24 年 8 月末の予定です。

●学校施設（体育館）開放事業

前期は全ての団体が希望通り利用でき、後期は利用希望団体が多かったものの結果として全団体に割当することができました。今後は学校跡施設利活用計画に合わせて有料化について検討する必要があります。

③ 平成２４年度の取組状況

●総合体育館大規模改修事業

平成 24 年 8 月末に終了し、リニューアルオープン記念事業を実施します。

第３章　北広島市教育施策審議会の意見等

はじめに

平成 23 年度に北広島市教育委員会が実施した教育施策については、北広島市教育基本計画（2011―2020）「大志をいだき学ぶまち・きたひろしま」を基底とした教育推進計画（平成 23～25 年度）及び平成 23 年度教育行政執行方針に沿い、家庭・学校・地域が連携し、世代や地域を超えた教育行政を目指して進められたことを高く評価します。

北広島市教育施策審議会では、教育政策及び施策の各事務事業に対する点検評価結果について、いくつかの事業に着目しながら以下のとおり意見を申し上げます。

政策１　やさしく支えあう教育連携の推進

施策１（家庭の教育力向上への支援の充実）の家庭教育支援事業については、温かな家庭づくりへの支援が新たに検討されており、今後の事業展開に期待します。ただし、個人情報の保護には特に留意する必要があると思います。

施策２（教育相談体制の充実）の不登校対策・教育相談事業については、不登校の児童生徒数に対するみらい塾への通級数の割合が低い状況にあるので、通級しやすくする方策を検討することも必要であると考えます。

施策３（地域が支える健全育成活動の充実）の青少年健全育成連絡協議会支援事業については、児童の通学に対して安全・安心の取組を行っている団体への支援は継続すべきと考えますが、金銭的支援では使途を明確にして無駄を省くという視点で指導を行う必要があると思います。

また、青少年安全対策事業については、不審者情報のホームページや登録者への携帯電話による配信を市が行っていることは評価すべきと考えますが、今後も迅速な情報提供や利用者の拡大に努めていただきたいと思います。また、問題行動の再犯防止や物を大切にする心を醸成するために、生徒と一緒に器物破損の修繕を行うことも一つの方法であると思います。

政策２　「生きる力」を育む学校教育の推進

施策４（幼児教育の振興・充実）の幼稚園・保育園・小学校連携推進事業については、幼稚園・保育園・小学校連携により幼児教育から義務教育へのスムーズな移行を図るための懇話会が新たに設立されており、今後の交流や具体的な事業展開に期待します。

施策５（豊かな心を育む教育の充実）の学校教育振興事業については、子供たちの創意工夫やいろいろな課題意識を取り上げながら実施する教育課程に基づく日常の授業に対する支援なので、成果を第三者に見えるような形で評価することは難しいと思いますが、各校の自主性、独自性を尊重して継続的に行うことが大切だと思います。

また、教育推進事業については、子どもの権利条例が制定され、児童用のパンフレットも作成されるようなので、福祉読本には子どもの権利条例に関連した内容を掲載する必要があると思います。

さらに、学校図書整備事業については、図書館司書を配置して、図書館の環境整備や子どもたちへの読書指導の面で司書教諭を支援する体制ができれば学校図書館の利用が増えると思います。さらに、古い図書を更新し新しい図書の比率を高めていく必要があると思います。

施策６（確かな学力を育てる教育の充実）の学力向上推進事業については、全国学力・学習状況調査の結果などの数値的なデータ・指標をもとに施策の推進を図るべきであると思います。

施策７（健やかな体を育てる教育の充実）の学校給食に関連した各事業では、子どもたちが心身ともに健康に成長し生活できるように、食に関する指導の充実により正しい知識を身につけ、望ましい食習慣を定着させることが重要です。また、食の安全への十分な配慮は、「食育」の重要な指導事項の一つでもあると考えます。

施策８（特別支援教育の充実）の特別支援教育推進事業については、人的支援が手厚く行われ

ていることから評価すべきと考えます。今後も特別支援教育への人的・財政的充実が図られるよう期待します。

施策９（社会の変化や課題に対応した教育の推進）の学校 ICT 環境整備事業については、ハードを拡充しながら更新を図る段階に入り、家庭にもパソコンが普及していることからパソコンの使い方に関する教育を学校で行う必要があると思います。一つ目はウイルス対策、二つ目はアダルト、出会い系、ゲームサイトについての注意、三つ目はメール利用のマナーなどの教育が重要であると思います。

また、パソコン等に関する保護者の管理責任については、関係機関が連携して啓発していく必要があると思います。

政策３　信頼され、魅力ある学校づくりの推進

施策１０（開かれた学校づくりの推進）の学校評議員等運営支援事業では、PTA とは別の組織で学校を支援する事業が展開されていますが、PTA 活動と競合する部分があるので PTA 組織と連携を図りながら事業を展開する必要があると思います。

また、学校支援ボランティア活用事業については、子どもたちにとっては専門的なことを教わり、地域の人たちとのつながりが生まれる機会となり、学校にとっては地域と一体となった学校づくりを進める事業でもあると思うので、継続すべき事業だと思います。継続性を保つためには、ボランティア参加者に過度な負担が生じないよう、一定の支援を続けることも必要ではないかと思います。

施策１１（教育環境の整備）の学校支援地域本部事業については、全校を対象に事業展開していることは評価しますが、制度が新しいため上手にＰＲする必要があると思います。また、学校支援ボランティア、授業補助員、生涯学習振興会等の学校支援情報が相互に共有され、制度が有効に活用されることを期待します。

政策４　学びあい、教えあう社会教育の推進

施策１２（市民の学習活動への支援内容の充実）の生涯学習振興会支援事業については、地域の特性を存分に発揮して個性ある活動が展開されており、評価すべきと考えます。

施策１３（地域や世代を見据えた学習機会の充実）及び施策１４（施設の充実による学習環境の整備）に関係する社会教育施設については、利用者に対して魅力ある施設となるように老朽化対策を積極的に進める必要があると思います。また、改修の際にはインターネット環境の充実を図りながら進めるべきであると思います。

政策５　郷土愛を育む教育活動の推進

施策１５（エコミュージアム構想の展開）のエコミュージアム普及推進事業については、「まちを好きになる市民大学」などの人づくり事業を継続しながら、エコミュージアム構想を実現させるための拠点整備を具体化する段階へ進めていく必要があります。

施策１６（文化財の保存と活用）の文化財保存・活用事業については、市にとっては貴重な財産ですから保存に万全を期すべきであり、活用についてもより一層積極的に取り組むべきであると思います。

政策６　生涯にわたる読書活動の推進

施策１７（図書館サービスの充実）の図書館サービス提供事業については、他市の図書館運営関係者から北広島の図書館への高い評価を聞くことがあり、実際、利用者数も多く、対応も素晴らしいと思います。しかしながら、将来、施設管理運営に指定管理者制度を導入するなどの効率的な運営形態も検討しなければならなくなることも想定しておくことが必要と思います。

図書館サービス提供事業で平成 24 年度から始まる高齢者への宅配サービスは、北広島のように市街地が分散し、高齢化も進みつつあるまちでは、図書館へ行けない人への対策が必要になる中で、大きな意味を持つようになると思います。

施策１８（子どもの読書活動推進）の幼児読書活動推進事業及び施策５（豊かな心を育む教育の充実）の学校図書整備事業については、近年、企業による図書の寄贈や、それを仲介する事業者も増えていることから、蔵書の整備に活用するのも有効な手段であると思います。

政策７　芸術文化活動の振興

施策１９（個性豊かな地域文化の振興）の市民による芸術文化活動を振興する各事業については、活発な市民活動が芸術文化ホールの稼働率の高さにも表れていると考えます。このことは、教育委員会及び芸術文化ホール運営委員会が質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供してきたことも要因となっていると思われます。

施策２０（市民等との連携による芸術文化活動の展開）の各事業については、芸術文化ホールの自主事業を企画運営する芸術文化ホール運営委員会への支援、ホール事業等をボランティアで支える花ホールスタッフの会への支援が継続されており、市教育委員会の市民と連携する姿勢や市民に親しまれる運営を心掛けてきたことがこれまでの芸術文化ホールを支えてきたものと考えます。

政策８　健康づくりとスポーツ活動の推進

施策２１（健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進）及び施策２２（競技スポーツの振興）の各事業については、スポーツ基本法の規定に基づき文部科学省が策定したスポーツ基本計画に沿って、事業実施内容等の検討を行う必要があると思います。

施策２３（スポーツ施設の整備と運営）の学校施設（体育館）開放事業については、暖房、光熱水費及びメンテナンス費用が必要ですので有料化した方が借りる側にとっても良い環境で利用できると思います。少年団への配慮も必要ですが、過度な負担にならない程度の有料化を検討すべきだと思います。

施設管理においては、指定管理者制度は有効な手段ですが、指定管理者と情報等を共有し十分な連携を図りながら利用者に対するサービスを行う必要があると思います。

なお、指定管理者制度にさまざまな業種からの参入が増えているので、指定管理者の選定にあたっては、体育施設に必要な資格要件を明確にしていく必要があると思います。

スポーツ基本計画に総合型地域スポーツクラブの活用が明文化されたこともあり、学校支援地域本部や生涯学習振興会等との連携が新たなメリットを生み出すと思います。

全体を通して

平成 23 年度の北広島市教育委員会の事務に関する点検評価結果に対し、個々に意見を述べてまいりましたが、北広島市教育推進計画（平成 24～26 年度）に事務事業ごとの前年度評価を併記して当該事業を推進する仕組みを備えたことにより、クラーク博士、開拓の父 和田郁次郎翁、寒地稲作の祖 中山久蔵翁ら三人の先人の精神や教育基本計画推進に必要な視点を見失わずに事業が展開され、教育施策が推進されたものと思います。

その中でも、障がいのある園児を受け入れている幼稚園へ北海道の基準を上回る支援を行っている幼稚園振興事業、学校支援地域本部事業の全校展開、各地域が主体的に設立した生涯学習振興会への支援、学校図書センターの運営など、先駆的な事業には一層の充実を期待しております。

今後は、子どもから高齢者まで多くの市民が参加する事業においてさらに満足度が上がるよう、生涯学習や学校教育においてきめ細やかな事業を展開することも必要だと思います。

次期教育推進計画（平成 25～27 年度）の策定にあたっては、三人の先人が遺した精神「懐く」「励む」「挑む」を大切に、北広島ならではの教育施策を着実に推進させていくことが重要であると考えます。

以上、平成 23 年度教育委員会の事務に関する点検・評価に対する北広島市教育施策審議会の意見等といたします。

第４章　教育委員会の活動状況

教育委員会の設置

教育委員会は、教育に関する事務を行うことを目的とした行政機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第 2 条）に基づき設置しています。この法律において、教育委員及び会議、教育長及び事務局、教育委員会及び地方教育公共団体の長の職務権限など基本的な事項が規定されています。

なお、教育委員会の会議やその他運営については、同法の規定によるほか、「北広島市教育委員会会議規則」「北広島市教育委員会事務委任規則」に基づいて行われています。

平成２３年度 教育委員会の会議の開催概要

○　定例会の開催状況

・原則毎月第 3 水曜日に開催される会議

・開催回数：12 回

○　臨時会の開催状況

・必要に応じて臨時に開催される会議

・開催回数：6 回

○　主な議題について

・教育行政執行方針に関すること

・一般会計予算（教育費）に同意すること

・市議会提出議案に同意すること

・付属機関等の委員を決定すること

・文化賞・スポーツ賞等の受賞者を決定すること

・北広島市教育基本計画・推進計画の策定すること　ほか

○　平成 23 年度 教育委員会会議関係 決算額

・教育委員会会議運営経費・・・3,074 千円

※詳細な活動状況については、次のとおりである。

平成２３年度 教育委員会会議の開催状況

	開 催 日	区　　分	
1	平成23年4月15日	平成23年 第8回教育委員会会議	定例
2	平成23年5月11日	平成23年 第9回教育委員会会議	定例
3	平成23年5月31日	平成23年 第10回教育委員会会議	臨時
4	平成23年6月24日	平成23年 第11回教育委員会会議	定例
5	平成23年7月20日	平成23年 第12回教育委員会会議	定例
6	平成23年8月19日	平成23年 第13回教育委員会会議	定例
7	平成23年8月26日	平成23年 第14回教育委員会会議	臨時
8	平成23年9月21日	平成23年 第15回教育委員会会議	定例
9	平成23年10月1日	平成23年 第16回教育委員会会議	臨時
10	平成23年10月6日	平成23年 第17回教育委員会会議	臨時
11	平成23年10月19日	平成23年 第18回教育委員会会議	定例
12	平成23年11月16日	平成23年 第19回教育委員会会議	定例
13	平成23年12月21日	平成23年 第20回教育委員会会議	定例
14	平成24年1月18日	平成24年 第1回教育委員会会議	定例
15	平成24年2月8日	平成24年 第2回教育委員会会議	臨時
16	平成24年2月16日	平成24年 第3回教育委員会会議	定例
17	平成24年3月14日	平成24年 第4回教育委員会会議	定例
18	平成24年3月22日	平成24年 第5回教育委員会会議	臨時

会議の内容

区　　分	議　　案
平成23年第8回 (4/15)	北広島市教育委員会事務委任規則第3条の規定に基づく臨時の代理の報告について代理の報告について
	北広島市社会教育委員の委嘱について
	北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について
	北広島市就学指導委員会委員の委嘱について
	北広島市小学校給食運営委員会委員の委嘱について
	北広島市中学校給食運営委員会委員の委嘱について
	北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について
	北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について
	北広島市学校評議員の委嘱について
	中学校用教科用図書の共同採択に係る第1地区教科用図書採択教育委員会協議会への参加について
	教職員の任用に関する内申について
	北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する規程について

平成23年第9回 (5/11)	北広島市小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について
	市議会臨時会提出議案の同意について
	市議会臨時会提出議案の同意について
	北広島市教育基本計画（2011 - 2020）平成23年度推進計画の策定について
	平成23年度 北広島市奨学生の選定について
	教職員の懲戒処分に関する内申について
	教職員の任用に関する内申について
平成23年第10回 (5/31)	市議会定例会に係る教育行政報告について
	北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について
	北広島市小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について
	市議会定例会提出議案の同意について
	市議会定例会提出議案の同意について
	北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について
平成23年第11回 (6/24)	第一地区教科用図書調査研究委員候補者の推薦について
	北広島市教育基本計画推進計画について
	「きたひろしまの教育」について
	北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について
	教職員の任用に関する内申について
平成23年第12回 (7/20)	北広島市中学校給食運営委員会委員の委嘱について
	北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
	北広島市立学校の施設の利用に関する規則の一部を改正する規則について
平成23年第13回 (8/19)	市議会定例会提出議案について（北広島市教育施策審議会設置条例の制定）
	市議会定例会提出議案について（北広島市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定）
	市議会定例会提出議案について（平成23年度北広島市一般会計補正予算）
	平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価等の結果に関する報告書の市議会への提出について
	北広島市立双葉小学校・緑ヶ丘小学校通学区域の設定について（諮問）
	北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
	北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について
	北広島市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について
	北広島市スポーツ賞等表彰規則の一部を改正する規則について
平成23年第14回 (8/26)	教育長の臨時代理の報告について
	平成24年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
	平成24年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
	平成24年度に小中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
	北広島市立双葉小学校及び北広島市立緑ヶ丘小学校の通学区域の設定について
	北広島市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

平成23年第15回 (9/21)	平成23年度北広島市文化賞等受賞者の選考について（諮問）
	平成23年度北広島市スポーツ賞等受賞者の選考について（諮問）
	「北広島市子どもの読書活動推進計画（第2次）」の策定について
	北広島市学校管理規則の一部を改正する規則について
	教職員の任用に関する内申について
平成23年第16回 (10/1)	委員長の選挙
	委員長職務代理者の指定
平成23年第17回 (10/6)	平成23年度北広島市文化賞等受賞者について
	平成23年度北広島市スポーツ賞等受賞者について
	教職員の任用に関する内申について
平成23年第18回 (10/19)	北広島市教育施策審議会委員の委嘱について
	北広島市幼児教育の連携に関する懇話会開催要綱の制定について
平成23年第19回 (11/16)	教育長の臨時代理の報告について(教育行政報告)
	教育長の臨時代理の報告について（北広島市教育施策審議会委員１名の委嘱）
	市議会定例会提出議案について（指定管理者の指定について）
	市議会定例会提出議案について（平成23年度北広島市一般会計補正予算）
平成23年第20回 (12/21)	教育長の臨時代理の報告について（教職員の任用について）
	平成24年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力及び希望利用について
平成24年第1回 (1/18)	北広島市教育基本計画・推進計画（平成24～26年度）の策定について
	北広島市子どもの読書活動推進計画（第2次）の策定について
平成24年第2回 (2/8)	教育長の臨時代理の報告について（教職員の任用）
	教育行政報告について
	教育行政執行方針について
	平成24年度北広島市学校教育の推進方針について
	市議会定例会提出議案について（図書館条例の改正）
	市議会定例会提出議案について（平成24年度一般会計予算）
	市議会定例会提出議案について（平成24年度補正予算）
平成24年第3回 (2/16)	教育長の臨時代理の報告について(総合体育館大規模改修)
平成24年第4回 (3/14)	平成23年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査の調査結果について
	平成24年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について
	教職員の懲戒処分に関する内申について
平成24年第5回 (3/22)	平成24年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員人事異動に関する内示について
	平成24年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について
	教職員の任用に関する内申について
	スポーツ推進審議会委員の任命について
	スポーツ推進委員の委嘱について
	北広島市エコミュージアム推進委員会委員の選任について
	北広島市教育基本計画・推進計画（平成24～26年度）の策定について

	北広島市芸術文化振興プランの策定について
	北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について
	北広島市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
	北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について
	北広島市就学援助規則の一部を改正する規則について
	北広島市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
	北広島市学校給食センター等設置条例施行規則の一部を改正する規則について
	北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
	北広島市教育委員会職員の被服貸与に関する規程の一部を改正する規程について
	北広島市中学校給食運営協議会設置規程を廃止する規程について
	北広島市生涯学習振興会交付金交付要綱の一部を改正する要綱について
	北広島市学校関係者評価委員会運営要綱の一部を改正する要綱について
	特殊学級入級判別基準の一部を改正する基準について

資料 1

平 成 ２ ３ 年 度

教 育 行 政 執 行 方 針

Ⅰ　はじめに

平成２３年度第１回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げます。

今日、人と人とのつながりや地域コミュニティのあり方など、教育を取り巻く環境が大きく変化するなか、自らが社会に参加し、相互に支えあえる新たな時代を担う人材を育成することが重要であります。

このことから、新たな教育基本計画では、本市がめざす都市像との整合性を図り、「大志をいだき学ぶまち・きたひろしま」をテーマに掲げ、開拓期における先人たちの「懐く」・「励む」・「挑む」の精神をキーワードとして教育施策を推進することとしたところであります。

この計画の初年度にあたり、家庭・学校・地域が、これまで以上に連携し、世代や地域を超えた学習活動や健康・体力づくりが活発に行われる教育行政を推進してまいりたいと考えております。

Ⅱ　主要施策の推進

教育行政の執行にあたって、各分野における主要な施策について申しあげます。

１　学校教育の推進

（1）「生きる力」を育む学校教育の推進

始めに、学校教育の推進についてであります。

北広島市の子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や豊かな人間性などを確実に身につけ、問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を培っていくことが重要であると考えております。

幼稚園教育の振興につきましては、幼稚園が行う研修活動や教材等の整備、障がい児の就園に対する支援を行うとともに、新たに、幼稚園協会等と連携して本市における幼児教育や幼稚園、保育所、小学校の連携のあり方などについて検討を進めてまいります。

豊かな心を育む教育の充実につきましては、福祉読本「ともに生きる」を有効に活用するとともに、車イス体験などの福祉体験活動を通して規範意識や他人を思いやる「心の教育」を推進してまいります。

児童生徒の悩みや不安等への対応につきましては、すべての小中学校に心の教室相談員を配置するとともに、中学校にはスクールカウンセラーを配置するほか、教職員のカウンセリング能力向上のための研修を行うなど、教育相談体制の充実を図ってまいります。

学校図書館につきましては、学校の実情にあわせ、新しい図書への入れ替えと図書室の改修・整備を継続するとともに、朝読書の励行など、読書指導の充実を図ってまいります。

授業補助員につきましては、専門的な知識を持つ人材を活用して、質の高い授業を行うとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導方法の工夫・改善に努めてまいります。

学力向上の推進につきましては、これまでの「全国学力・学習状況調査」の結果から、基礎的・基本的な知識は身についているものの、それらを活用する力に課題があることから、引き続き「北広島市学校改善プラン」を作成し、学習習慣の確立や繰り返し学習等に努め、学ぶ楽しさを味わ

えるよう学習指導の充実を図ってまいります。
学校保健につきましては、各種検診を実施するとともに、学校や保健所など、関係機関と緊密に連携し、食中毒やインフルエンザなどの予防に努めてまいります。
また、体力・運動能力の向上につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、持久力や柔軟性などに課題があることから、子どもたちが意欲的に運動に親しむ環境づくりや体育学習の一層の充実を図ってまいります。
食教育につきましては、平成22年に改訂した「食の課題と指導の手引」を活用し、日常的な学級での指導や栄養教諭等の指導を中心に、家庭や地域と連携して、児童生徒の正しい食習慣の形成や健康・体力の向上に取り組んでまいります。
食中毒予防対策につきましては、食品の安全衛生管理が最も大切であることから、老朽化した給食施設や備品類の整備を図るとともに、学校給食用食品の微生物検査等を実施するなど、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。
特別支援教育の充実につきましては、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心として全教職員による特別支援教育の推進体制を充実するとともに、特別支援学校や関係機関との連携を図ってまいります。
また、中学校の特別支援教育介助員の増員を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実を図ってまいります。
外国語教育につきましては、新学習指導要領により平成23年度から小学校において外国語活動が本格的に導入されることから英語指導助手を増員し、効率的な活用を図り、コミュニケーション能力の育成や国際理解を深める教育の向上に努めてまいります。

（２）信頼され、魅力ある学校づくりの推進

続きまして、信頼され、魅力ある学校づくりの推進についてであります。
学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、地域の意見や要望を活かした学校経営や家庭・学校・地域が連携して学校改善への取組みを進めていくことが重要であると考えております。
地域との関係を深める学校運営につきましては、学校評議員制度や学校関係者評価の充実を図り、ホームページをはじめ各種広報活動を通して情報提供に努めるとともに、地域の意見や評価が活かされる学校運営に努めてまいります。
学校支援ボランティアにつきましては、学校行事や授業などの教育活動や環境整備等に優れた知識・技術を持った地域の人材活用に努めてまいります。
また、地域の人材を学校教育に活かす学校支援地域本部事業につきましては、学校支援コーディネーターを増員するなど全市的な拡大を図ってまいります。
教職員の資質向上につきましては、北海道教育委員会や石狩教育研修センター等が行う各種研修会への参加促進を図るとともに、北広島市教育研究会と連携し、研修の一層の充実を図ってまいります。
北広島団地内小学校の学校統合につきましては、平成24年4月開校に向け、円滑に学校統合が行われるよう教科や行事などの交流事業を行うとともに、校舎の改修や必要な備品等の整備を行ってまいります。
新学習指導要領で重視された日本の伝統文化への対応につきましては、平成24年度から中学校で必修となる保健体育科での武道及び音楽科での和楽器の指導を円滑に実施するための準備を進めてまいります。
小中学校の教育連携につきましては、子どもたちが小学校から円滑に中学校生活を送ることができるよう、教育課程や指導体制の連携についての研究や教育実践を進めてまいります。
学校施設の整備につきましては、若葉小学校、高台小学校の大規模改造工事、耐震化工事を実施するほか、大曲東小学校にエレベータを設置するとともに、東部小学校体育館の耐震化及び大規模改造、西部中学校体育館の改築に向け、実施設計に着手してまいります。
教育における経済的支援につきましては、就学が困難な児童生徒の保護者に対する支援や通学費の支援を行うとともに、高校生等に対する奨学金の支給人数の拡大を図ってまいります。
また、新たに市内の私立高校が行う教材の整備などに対して支援を行い、私立学校教育の振興を図ってまいります。

（３）家庭・青少年健全育成の推進

続きまして、家庭・青少年健全育成の推進についてであります。

子どもたちを取り巻く社会情勢に対応するため、家庭・学校・地域が連携して、青少年が健やかに育むことができる安全・安心な環境を確保する活動を一層充実することが重要であると考えております。

家庭教育の推進につきましては、庁内に（仮称）家庭教育支援推進会議を設置し、基本的な生活習慣や自立心の育成など家庭での教育力向上を図るとともに、あたたかな家庭づくりへの支援を検討してまいります。

いじめ、不登校などにつきましては、子どもサポートセンターの相談員のほか専門的知識を有する人材の積極的な活用と、ＮＰＯなど関係機関と連携した支援体制の充実を図ってまいります。

また、インターネット上でのいじめや犯罪被害などを防ぐため、子どもたちに情報モラルや危険回避能力向上への指導を進めるほか、リーフレットや講演会等を通じ、保護者に対しても情報の提供や啓発に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、各地区の連絡協議会や関係団体などと連携し、地域が主体的に取り組む安全・安心な環境づくりや、子どもの体験活動に対する支援に努めてまいります。

青少年の安全対策につきましては、事件・事故の未然防止や危険回避のため、地域との関わりを深めるとともに、子ども安全安心通報システムによる迅速な情報提供に努めるほか、スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認や巡回指導に努めてまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、大曲地区でのモデル実施に向け、先進事例の調査等を行うとともに、具体的な運営方法や活動内容を検討してまいります。

２　社会教育の推進

（１）社会教育の推進

続きまして、社会教育の推進についてであります。

生涯学習に対する市民の関心の高まりとともに、求められる学習内容も多様化・高度化していることから、市民の芸術文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの支援や、いつでも・どこでも・だれもが学ぶことのできる社会教育の充実が重要であると考えております。

市民の生涯学習活動への支援につきましては、市民や社会教育関係団体等が、主体的に学習活動等に取り組む生涯学習市民活動団体支援事業や元気フェスティバル連携事業を実施するなど、市民相互の交流を推進してまいります。

地域に根差した生涯学習の振興につきましては、西部、西の里、大曲地区の生涯学習振興会への一層の支援と連携を進めてまいります。

また、東部や北広島団地地区につきましても、関係団体との協議を行い、生涯学習振興会の設立に向け準備を進めてまいります。

障がい児（者）の学習機会や社会参加につきましては、フレンドリーセンター事業を市民との協働により進め、一層の充実を図ってまいります。

国際交流につきましては、北広島国際交流協議会との連携により、カナダ・サスカツーン市から派遣される高校生の受け入れ事業を行うとともに、市民の国際理解を深める交流事業を実施してまいります。

社会教育施設の充実につきましては、北広島レクリエーションの森に設置するアスレチックコースの補修を行うなど、市民の学習環境の整備に努めてまります。

また、公民館活動につきましては、市民の文化活動やコミュニティ活動の充実を図るとともに、地域に密着した利用しやすい施設運営に努めてまいります。

（２）歴史の継承と創造

続きまして、歴史を継承し、郷土愛を育む教育活動の推進についてであります。

市民のだれもが北広島をよく知り、自らの住む地域に親しみや誇りを持って暮らすことが、未来の北広島をつくる上でも重要であると考えております。

エコミュージアム構想の推進につきましては、「まちを好きになる市民大学」を引き続き開校するとともに、遺産の調査・研究を行うなど、北広島についての学習機会の充実を図ってまいります。

北広島の文化財の保存と活用につきましては、文化財保護審議会の意見を伺いながら、新たな

文化財の指定や旧島松駅逓所の保存・活用などについて検討を進めてまいります。

（３）読書活動の充実

続きまして、読書活動の充実についてであります。

新たな時代を担う人材の育成には、教養を身につけ、創造性を育む読書活動が重要であると考えております。

図書館につきましては、視聴覚資料の充実やインターネットを活用した学習機会の提供など、引き続きサービスの充実・拡大に努めてまいります。

また、平成 18 年度に策定した「北広島子どもの読書活動推進計画」の見直しを行うとともに、学校や図書館ボランティアとの協働により、子どもの読書活動を推進してまいります。

（４）芸術文化の振興

続きまして、芸術文化の振興についてであります。

芸術への理解を深め、生涯を通じて文化的な営みを続けることができる環境づくりや、地域の特色ある活動の発展が、人と文化を育むまちづくりにとって重要であると考えております。

個性豊かな地域文化の振興につきましては、新たに設置した芸術文化振興審議会の意見を伺いながら、平成 23 年度中の（仮称）「芸術文化創造プラン」の策定に向け準備を進めてまいります。

また、芸術文化団体の発表の場である文化祭など、特色ある豊かな文化活動への支援を継続してまいります。

市民との協働による芸術文化活動の展開につきましては、市民団体等との連携により鑑賞機会などを提供するとともに、主体的な芸術活動への支援や若手芸術家育成事業などを継続してまいります。

また、芸術文化ホール運営委員会や花ホールボランティアとの連携により、事業運営の向上に努めてまいります。

（５）スポーツ活動の推進

続きまして、スポーツ活動の推進についてであります。

市民が健康で生きがいのある生活を営むため、体力や年齢、目的などに応じて、市民一人ひとりが自ら取り組む生涯スポーツ社会の実現が求められています。また、小中学生の運動不足や体力の低下が課題となっており、幼年期を含む子どものスポーツ活動の底辺拡大や競技スポーツの振興が重要であると考えております。

健康で生きがいのあるスポーツ活動の促進につきましては、北広島体育協会や関係各機関と連携し、エルフィンロードマラソン大会を開催するほか各種スポーツイベントやスポーツ教室を開催するなど、市民の健康・体力づくり、生きがいづくりを支援してまいります。

スポーツを通した子どもたちの育成につきましては、北広島少年スポーツアカデミーにおいて、スポーツ少年団と連携し、ジュニアスポーツ選手の強化育成や底辺拡大、指導者養成等の事業の充実を図ってまいります。

また、第６回目となる「はまなす杯全国中学生空手道選抜大会」につきましては、競技スポーツの振興を図るとともに、北広島市を広く全国にＰＲするため、北海道空手道連盟との連携により、さらに大会の充実を図ってまいります。

スポーツ施設の整備と運営につきましては、新設した西部プールの供用開始に向け準備を進めるほか、総合体育館大規模改修の実施設計に着手し、一部工事を実施するなど、安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境の整備に努めてまいります。

Ⅲ　むすび

以上、平成 23 年度教育行政の各分野における主要な方針を申し上げました。

新たな教育基本計画の下、未来を担う子どもたちが優しさを持ち、賢く、たくましく成長することを願うとともに、市民一人ひとりが生き生きと学びあい、教えあうまちをめざし、本市教育のより一層の充実発展に努めてまいります。

終わりになりますが、議員並びに市民の皆さまのご理解とご支援を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

北広島市教育基本計画（2011-2020）　平成23年度　教育施策体系

資料 2

（ ◇継続　●拡大　★新規　　総務：教育総務課　学教：学校教育課　社教：社会教育課　青少：青少年課　文化：文化課　図書：図書館　給食：給食センター

政策１ やさしく支えあう教育連携の推進

施策1 家庭の教育力向上への支援の充実
- 社教 ★ 家庭教育支援事業
- 青少 ◇ 北広島市ＰＴＡ連合会支援事業

施策2 教育相談体制の充実
- 青少 ◇ 不登校対策・教育相談事業
- 青少 ◇ 青少年健全育成啓発事業

施策3 地域が支える健全育成活動の充実
- 青少 ◇ 青少年健全育成連絡協議会支援事業
- 青少 ◇ 青少年安全対策事業
- 青少 ★ 放課後子ども教室
- 社教 ◇ 成人式開催事業
- 青少 ◇ 青少年健全育成振興事業

政策２ 「生きる力」を育む学校教育の推進

施策4 幼児教育の振興・充実
- 総務 ★ 幼稚園・保育園・小学校連携推進事業
- 総務 ◇ 幼稚園協会連携事業
- 総務 ◇ 幼稚園振興事業

施策5 豊かな心を育む教育の充実
- 総務 ◇ 学校教育振興事業
- 総務 ◇ 中学校文化部活動大会出場支援事業
- 青少 ◇ 創意発明工夫展・書写展
- 学教 ◇ 心の教育推進事業
- 青少 ◇ 心の教室相談事業
- 学教 ◇ 学校図書整備事業
- 学教 ★ 学校図書充実事業

施策6 確かな学力を育てる教育の充実
- 学教 ◇ 授業補助員活用事業
- 学教 ◇ 学校教育相談員活用事業
- 学教 ◇ 学力向上推進事業

施策7 健やかな体を育てる教育の充実
- 学教 ◇ 学校保健事業
- 総務 ◇ 中学校体育連盟支援事業
- 総務 ◇ 全国・全道中体連大会出場支援事業
- 給食 ◇ 食に関する指導の推進事業
- 給食 ◇ 食中毒予防対策事業
- 給食 ◇ 給食センター耐震工事及び施設改修整備事業
- 青少 ◇ 青少年安全対策事業

施策8 特別支援教育の充実
- 学教 ◇ 特別支援教育就学奨励費援助事業
- 学教 ◇ 特別支援教育推進事業
- 学教 ● 特別支援教育振興事業

施策9 社会の変化や課題に対応した教育の推進
- 学教 ● 外国語指導助手活用事業
- 総務 ◇ 学校ICT環境整備事業
- 学教 ◇ 郷土資料教材化事業
- 総務 ◇ 姉妹都市こども大使交流事業
- 総務 ◇ 学校教育振興事業

政策３ 信頼され、魅力ある学校づくりの推進

施策10 開かれた学校づくりの推進
- 総務 ◇ 学校施設開放事業
- 学教 ◇ 学校評議員等運営支援事業
- 学教 ◇ 学校支援ボランティア活用事業

施策11 教育環境の整備
- 総務 ◇ 学校教育団体活動支援事業
- 学教 ◇ 教師用指導書等整備事業
- 学教 ● 北広島団地内小学校統合準備事業
- 総務 ◇ 学校施設空気環境測定事業
- 総務 ◇ 学校事務機器整備事業
- 総務 ◇ 学校放送設備整備事業
- 総務 ◇ 理科教材等整備事業
- 総務 ◇ 学校施設管理機器整備事業
- 総務 ◇ 北の台小学校校舎防音機能復旧事業
- 総務 ◇ 高台小学校校舎・屋体大規模改造事業
- 総務 ◇ 大曲東小学校エレベーター設備等設置事業
- 総務 ★ 西部中学校屋体改築事業
- 総務 ★ 東部小学校屋体地震補強・大規模改造事業
- 総務 ◇ 若葉小学校校舎・屋体地震補強大規模改造事業
- 総務 ★ 教職員（管理者）住宅整備事業
- 学教 ★ 中学校武道・伝統芸能導入事業
- 社教 ★ 学校支援地域本部事業
- 学教 ◇ 児童生徒の通学費支援事業
- 学教 ◇ 要保護・準要保護児童生徒援助事業
- 総務 ◇ 高等学校等入学準備金支給事業
- 総務 ◇ 奨学金支給事業
- 総務 ★ 私立学校教育振興事業

政策４ 学びあい、教えあう社会教育の推進

施策12 市民の学習活動への支援内容の充実
- 社教 ◇ 生涯学習市民活動団体支援事業
- 社教 ◇ 元気フェスティバル連携事業
- 社教 ● 生涯学習振興会支援事業

施策13 地域や世代を見据えた学習機会の充実
- 社教 ◇ 国際交流事業
- 社教 ◇ フレンドリーセンター運営事業
- 社教 ◇ 中央公民館活動推進事業
- 図書 ◇ 生涯学習支援情報システム整備事業

施策14 施設の充実による学習環境の整備
- 社教 ◇ 林間学園・レクリエーションの森開放事業
- 社教 ◇ 公民館管理事業

政策５ 郷土愛を育む教育活動の推進

施策15 エコミュージアム構想の展開
- 文化 ◇ エコミュージアム普及推進事業
- 文化 ◇ エコミュージアム郷土体験学習事業
- 文化 ◇ 旧島松駅逓所周辺整備事業

施策16 文化財の保存と活用
- 文化 ◇ 文化財保存・活用事業
- 文化 ◇ 郷土文化伝承支援事業

政策６ 生涯にわたる読書活動の推進

施策17 図書館サービスの充実
- 図書 ● 図書館サービス提供事業
- 図書 ◇ 図書館フィールドネット連携事業

施策18 子どもの読書活動推進
- 図書 ★ 子どもの読書推進計画策定事業

政策７ 芸術文化活動の振興

施策19 個性豊かな地域文化の振興
- 文化 ◇ 芸術文化創造プラン策定事業
- 文化 ◇ 文化賞等表彰事業
- 文化 ◇ 市民文化祭奨励事業
- 文化 ◇ 公共ホール現代ダンス活性化事業
- 文化 ◇ 文化団体活動支援事業
- 文化 ◇ 文化施設修繕事業

施策20 市民等との連携による芸術文化活動の展開
- 文化 ◇ 芸術文化ホール運営委員会連携事業
- 文化 ★ 花ホールスタッフの会支援事業

政策８ 健康づくりとスポーツ活動の推進

施策21 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進
- 社教 ◇ スポーツ団体活動連携事業
- 社教 ◇ エルフィンロードハーフマラソン連携事業
- 社教 ◇ 市民スポーツ活動推進事業

施策22 競技スポーツの振興
- 社教 ◇ スポーツアカデミー事業
- 社教 ◇ 全国中学生空手道選抜大会連携事業
- 社教 ◇ 姉妹都市スポーツ交流事業
- 社教 ◇ スポーツ大会出場支援事業
- 社教 ◇ スポーツ賞等表彰事業
- 社教 ◇ 体育協会活動支援事業
- 社教 ◇ スポーツ少年団育成事業

施策23 スポーツ施設の整備と運営
- 社教 ◇ 西部プール建設事業
- 社教 ◇ 体育施設管理事業
- 社教 ◇ 総合体育館大規模改修事業
- 社教 ◇ 学校施設（体育館）開放事業